

# 7 秋田市権利擁護センター

高齢者や知的障がい、精神障がいのあるご本人とそのご家族、支援関係者等から、成年後見制度利用等の権利擁護を目的とした相談を受け、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援をします。※相談料無料

連絡先等	サービス名	サービス内容	条件等
秋田市権利擁護センター 電話 862-0102 FAX 862-8900	成年後見制度利用促進事業 (中核機関)	出前講座や市民向けセミナー等で成年後見制度等の普及・啓発をするほか、制度等の申し立てに関すること、後見人・被後見人等の困りごとに関する相談対応をします。また、利用促進のため、地域、医療、福祉、司法等の関係者とネットワークづくりをします。	
ホームページ <a href="https://www.akita-city-shakyo.jp/kenri-yogo/">https://www.akita-city-shakyo.jp/kenri-yogo/</a>	日常生活自立支援事業	判断能力に不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方々に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行います。	※利用料1時間1,000円以降30分ごとに500円(生活保護世帯は無料)
フェイスブック <a href="https://www.facebook.com/akita.kenri.yogo/">https://www.facebook.com/akita.kenri.yogo/</a>	法人後見事業	認知症や知的障がい、精神障がい等で、契約行為や財産管理等に支障のある方が不利益を被ることがないように、家庭裁判所から選任され、社会福祉協議会が法人として成年後見人等になります。	※ご本人の財産状況等に応じ、家庭裁判所の裁量により報酬額が決まります。資力が乏しい場合は秋田市の助成制度を活用できる場合があります。

1 訪問診療・住診

2 訪問歯科診療

3 在宅訪問できる相談窓口薬局

4 認知症等診療協力医 ネットワーク

5 認知症協力歯科医療機関

6